

第13回長野地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年12月22日午後3時から午後5時15分まで

2 場所

長野地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小林邦一，菅生喜美，武田芳彦，田中信義，菱山晋一，宮下敏子，
室井和弘 (50音順，敬称略)

(オブザーバー) 土屋靖之刑事部総括裁判官，伊藤大介裁判官，小池新吉刑事
事首席書記官

4 議事

(1) 開会の言葉(総務課長)

(2) 田中委員自己紹介

(3) 委員長選任

委員会開催の準備等の事務等の現実的な問題もあるが，理念的には，法曹
三者以外の者が委員長に選ばれるのが正しいと考える。しかし，そのためには
市民委員の方から積極的にやるという人が出てくる必要がある。

(武田委員)

そのような理念が生きる形で，存分に意見をいただきたいと考えている。
また，裁判所で方向性を付けるつもりはないし，委員会は外部の人々の意見を
聞くことができる大変良い機会であるから，裁判所が気の付かない角度も
含め活発な御意見をいただくというのが，委員会の重要な意義ではないかと
思う。

(田中委員)

互選により田中委員が委員長に選任された。

小林邦一委員が委員長代理に指名された。

本日の委員会の報道関係者による取材につき、承認した。

(4) 第4回及び第5回裁判員模擬裁判の実施報告

[別添1及び2の資料により説明(伊藤裁判官)]

たくさん証拠を出されると、裁判員の考えがかえって錯綜するので、決定的というか揺るがない証拠を示してもらい、証拠を最小限度に絞り込むのがいいと思う。また、証拠が錯綜すると、疑わしきは被告人の利益にということについて、ちょっとでも疑わしいと被告人の利益にすべきだと思ってしまうので、それも怖い気がする。したがって、決定的な証拠はこれなんですということを最後に強調するのも、ポイントになるのではないかと思う。

(菅生委員)

裁判官と裁判員の意見が違うということは、これからも出てくることだと思うし、基本的に裁判官と裁判員の考え方には、裁判に関する経験等からくる圧倒的な差があると思う。したがって、裁判員制度の良い点を発揮させていくという気持ちで進めていくことが大事であると思う。また、素人は一時の感情に流される部分が多々あると思うので、プロと十分議論して決めるしかないのではないかと思う。

(小林委員)

今までの日本の裁判は、一つには、市民の声と判決内容が掛け離れているのではないかという批判があると思う。そのため、市民の目線というか、なるほどという考え方も聞けるので、裁判員裁判は裁判官にとっても良いことであると思う。ただ、一番難しいのは、評議であると思うが、検察官の主張を争点ごとにまとめた上、被告人側はどのような主張をしているのか、また、証拠はどのようなものがあるかというように進めていけば、肩に力の入らない評議が行えるのではないかと思う。

(武田委員)

裁判員は、検察側・弁護側どちらの主張が納得できるか、証拠を積み重ねて考えるので、提示される証拠の裏付けが非常に大切なポイントになると思う。例えば、今回の裁判では、棒の先に付いていた血液はだれのものである

かなどの事実が具体的によいタイミングで出されれば、もう少し分かりやすかったと思う。 (宮下委員)

今回の模擬裁判については、検察庁の部内と一般からのモニター5人でアンケート調査を実施した。その結果、①公判の審理を見ただけでは事件の内容が何であるか分からない、②裁判官がもっと説明した方がよい、③スクリーンが見づらく、シンプルな図面を書いて貼っておいた方がよいなどの意見があった。

事件の真相(検察官の描くストーリー)が何であるのか分からなければ、裁判員も判断のしようがなく、証拠の信用性も分からないというのは、当然のことであると思う。また、検察官は、検察官が考える真相が何であるのかを端的に言うべきであったといった意見もあり、証拠の詳細な分析を示すだけで裁判員に検察官の主張を理解してもらうことは難しいという感じを受けた。 (室井委員)

証言などを聞き逃しても、評議中にもう一度確認できたので、再現場面の録画は非常に良かったと思う。ただ、もう少しゆっくりと話してほしかった。また、模擬裁判を報道する新聞記事に出た「量刑の相場」という言葉は、被告人の人生に重大な影響を及ぼす刑期の幅を表現する言葉としては不似合いであり、残念に思った。 (菅生委員)

アマチュアをプロのレベルまで高めようとしても、無理であると思う。裁判員制度の存在意義は、プロがやることについて、プロが説明責任を果たしていくことに意味があると思うし、不公正や思い込みに対する牽制効果もあると思う。 (小林委員)

一般の方から鋭い指摘をいただいて、なるほどと思うことがあるので、いろんな意見を聞かせていただくことは、正しい結論に行き着く上で大変有意義なことだと思っている。これからも、率直な疑問・素人の疑問を投げ掛けてもらうことにより、より深い理解に基づいた事件の解決が図れると思って

いる。 (委員長)

回を重ねるごとに模擬裁判の進行が上手になっていくと感じている。ただ、量刑をどれくらいにするのかを感覚で決めるというのは難しいと思う。

(菱山委員)

量刑は、幅が広いので、市民が決めるということは難しいと思う。

(武田委員)

検察官と弁護人から、二つの真相(ストーリー)が示されるので、そのことから逆に裁判員が混乱するのではないかと思う。 (小林委員)

証拠の評価の分析などは迷路であり、その迷路に入ってしまうと、なかなか評議が進まないのではないかと思うので、裁判員模擬裁判における説明の仕方として、これからも考えなければならない点だと考えている。

(室井委員)

前回に比べ、ほぼ予定された時間配分のとおりに行われた点は、良かったと思う。 (宮下委員)

裁判官の誘導になってはいけないので、評議において裁判官が遠慮するのは分かるが、陪席裁判官も裁判体を構成する9人の中の一人であるので、もう少し発言しても良いと思った。また、模擬裁判を見て、裁判官は、大変であるとつくづく感じた。 (菅生委員)

(5) 選任手続についての説明

[別添3の資料により説明(伊藤裁判官)]

裁判の当日に裁判所に来ても、選任されない人が出るということであれば、そのような人に対するフォローが必要であると思う。 (小林委員)

私の会社では、従業員が少ないため、裁判員に当たる確率は低いと思うが、拒絶する理由はないと考えている。そういった意味において、これからの広報活動は大切であると思う。 (菱山委員)

(6) 広報活動についての報告

[オリジナルポスターなどで説明(総務課長)]

長野市民会館で行われた行事に参加した際、友人から、選任手続で落とされたらプライドが傷つくと言われた。説明の仕方は難しいと思うが、プライドを尊重した分かりやすい説明を考えた方が良いと思う。(菅生委員)

まず、企業に対して働き掛けることにより、制度についての認識が変わっていくと思う。経営者協会などの影響力のある組織や団体から進めていけば、浸透していきやすいと思う。(小林委員)

裁判所から出かけて行って普及活動をする方法のほか、裁判所のウェブサイトの企画及び運営を充実する必要があると考える。(武田委員)

時節柄、成人式などの際、パンフレットを配布すれば良いと思う。さらに、パンフレットの充実を図り、パンフレットを受け取った人が手元に保存できる形にすれば良いと思う。(宮下委員)

現在行われている裁判でも、二、三日間で審理ができることを実証することが必要であると思う。裁判員制度が始まるまでには、裁判員裁判の対象事件を二、三日間で審理すれば、より説得力があると思うし、市民の意識も変わると思う。(菱山委員)

(7) 長野地方裁判所委員会の活動状況の報告

[資料により説明(武田委員)]

アンケート調査の実施も検討するなど、より良い司法サービスが提案できるように努力したいと思う。(委員長)

5 次回期日

平成19年5月17日(木)午後3時

(注)

は、委員の発言内容

は、委員会において確認した事項